

環 環 審 第 29 号

平成13年 2 月 8 日

宮城県知事 浅野 史郎 様
(環境生活部環境政策課扱い)

仙台市長 藤井 黎



仙台市東西線鉄道建設事業に係る環境影響評価方法書
に対する意見について (回答)

平成13年1月5日付け環政第118号で通知のありましたこのことについて、環境の
保全の見地からの意見につきましては次のとおりです。

記

1 意見の内容 別添のとおり

仙台市環境局環境部環境影響審査課

担当：審査係 菅原

〒980-8671

仙台市青葉区国分町3-7-1

TEL:022-214-0013

FAX:022-214-0580



環境影響評価方法書に対する意見

- 1 都市計画決定権者の名称及び代表者氏名等
名 称 仙 台 市
代表者氏名 仙台市長 藤井 黎
所 在 地 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- 2 都市計画対象事業の名称
仙台市東西線鉄道建設事業
- 3 都市計画対象事業の種類
普通鉄道に係る建設事業
- 4 都市計画対象事業の規模
建設延長約14キロメートル
- 5 都市計画対象事業実施区域
太白区八木山本町地内から若林区荒井地内まで
- 6 環境の保全の見地からの意見

(全体的な事項)

- ・ 環境影響評価準備書の作成にあたっては、施設や工事の計画について可能な限り具体的な記述を行い、調査、予測及び評価の手法が事業特性や地域特性に照らし合わせて合理的であることを明確にするよう求めるべきである。
- ・ 車両基地については、構造、工事の計画等の具体化に併せて環境影響の程度を検討し、必要な調査、予測及び評価を行うよう求めるべきである。
- ・ 当該事業と一体的に整備される道路事業がある場合には、道路事業も含めた工事の実施による環境影響について実施手法を検討した上で、調査、予測及び評価を行うよう求めるべきである。
- ・ 当該計画路線の西部に位置する青葉山、広瀬川及び竜の口溪谷の一带は、本市中心部に近接しながら貴重な自然的環境が残されていることから、文化財保護法の天然記念物、都市計画法の風致地区及び広瀬川の清流を守る条例の環境保全区域などに指定されている地域である。こうしたことを踏まえ、環境影響評価及び事業実施にあたっては環境保全に対して十分に留意するよう求めるべきである。

- ・ 広瀬川及び竜の口溪谷を横断する橋梁に関しては、景観等に与える影響は大きいものと予想されることから、「影響の回避、低減」を再検討し、地下化を含めて複数案の比較検討を行うよう求めるべきである。

(大気環境に関する事項)

- ・ 当該鉄道の供用により、路線周辺の交通事情が大きく変化すると予想されることから、交通流の変化に伴う周辺の大気環境への影響について、環境影響評価の項目として選定するよう求めるべきである。
- ・ 竜の口溪谷の橋梁部分における電車の走行により、谷間特有の音の反響が予想されるとともに周辺に生息する動物への影響が懸念される。また、並行して橋梁が架かる都市計画道路川内旗立線を走行する自動車による複合的な影響も考えられる。こうしたことから、当該地点の地形の状況に即した騒音の適切な予測を行うよう求めるべきである。
- ・ 広瀬川の橋梁においては地下鉄のトンネル開口部が存在することから、周辺に与える騒音・振動等への影響について、必要な調査、予測及び評価を行うよう求めるべきである。
- ・ 走行車両のトンネル突入等により発生すると予想される低周波音について、環境保全上の観点から留意することを求めるべきである。

(水環境に関する事項)

- ・ 当該鉄道は地下構造が主体であり、青葉山周辺以外の部分についても地下水脈に対する影響が懸念されることから、当該部分についての地下水脈や水位への影響を調査、予測及び評価を行うよう求めるべきである。

(土壌環境に関する事項)

- ・ 当該計画路線の西部には亜炭鉱の坑道跡が見られ、東部には泥炭を多量に含む軟弱層が堆積し、地盤沈下が確認されてきた地域がある。こうしたことから、地盤沈下について、環境影響評価の項目として選定し、施工方法の検討も併せて行うよう求めるべきである。
- ・ 当該事業のうち、開削工法等により地表の改変が行われる地点においては、地歴調査を実施し、土壌汚染の可能性の有無を確認するとともに、土壌汚染のおそれがある場合には、環境影響評価の項目として選定するよう求めるべきである。

- ・ 当該計画路線が通過する竜の口溪谷に関しては、重要な地形及び地質について工作物の存在で評価項目としているが、工事の実施においても評価項目として選定するよう求めるべきである。

(植物、動物、生態系に関する事項)

- ・ 青葉山周辺においては、希少猛禽類の生息に関する情報もあることから、希少猛禽類を環境影響要素の独立した項目とし、個別に環境影響評価を行うよう求めるべきである。
- ・ 当該事業における工事の排水による動物・植物及び水質への影響、また、工事の実施による生態系への影響について、環境影響評価項目として選定するよう求めるべきである。
- ・ 当該事業の東端部における動物、植物及び生態系への影響に関する調査範囲については、仙台東部道路の東側部分まで拡大するよう求めるべきである。
- ・ 生態系に関しては、地形・地質、土壌などの基盤環境と、その地域で生息、生育する種及び群集の生態やそれらの相互関係を整理し、そこで生じるであろう事業による影響に着目しつつ、注目種を選定することを求めるべきである。

(景観に関する事項)

- ・ 当該計画路線が橋梁により広瀬川を横断する周辺には、散策路や河原等の自然との触れ合い活動の場があることから、景観調査にはシークエンス的配慮を求めるべきである。

(廃棄物等に関する事項)

- ・ 当該事業により発生した残土を含めた廃棄物等に関しては、その排出先を明らかにするとともに、排出先における土壌等への影響に関しても、必要に応じ検討を行うよう求めるべきである。

(その他の事項)

- ・ 車両及びその周辺から発生する低周波電磁界の影響についても記述することを検討するよう求めるべきである。